

令和5年10月23日

東京商工会議所

会頭 小林 健 殿

東京労働局長



建設業における時間外労働の上限規制適用に向けた長時間労働削減を始め
とする働き方改革の推進に関する要請書

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の東京都内の労働時間の現状については、全産業の中で建設業が最も長くなっており、また、職業別常用有効求人倍率については、建築・土木・測量技術者及び建設・土木の職業ともに倍率が高く、建設業において人手不足の状況が認められます。建設業において、新規の入職を促進し、将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の削減を始めとした働き方改革の推進によって、働きたいと思えるような魅力ある職場づくりを行っていくことが急務となっています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から適用が開始されているところ、建設業については、これまで適用が猶予されてきましたが、令和6年4月1日から上限規制が適用されることになります。

このようなことから、東京労働局としては、建設業の長時間労働削減に関する自主的な取組を促進するため、「建設業における時間外労働の上限規制の適用に向けた働き方改革推進総合対策」を策定し、重点的に周知啓発等に取り組んでいるところです。

建設業における働き方改革の推進に向け、現在、工事施工者等において、所定労働時間の枠組みの見直し、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定、人材確保・育成・定着等の取組を進めておりますが、実効ある取組とするためには、工事発注に当たって、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行うなどの工事発注者等の御理解・御協力が必要不可欠です。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

併せて、下請等協力事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。